

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様  
( 各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

児童生徒の心身の状況の把握と児童虐待への対応について(通知)

このことについては、令和2年4月22日付け教義第113号通知「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」において、各学校は休業期間中において必ず定期的にすべての児童生徒の心身の健康状態を把握するとともに、特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒(以下、当該児童生徒)に関しては、在宅時間の大幅な増加に伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で概ね1週間に1回以上、定期的に当該児童生徒の状況を把握することが示されたところです。

つきましては、当該児童生徒の心身の状況の把握については、次のことに留意するとともに、市町村(虐待対応担当課)や児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うようお願いいたします。

記

- 1 学校が把握した当該児童生徒に関する情報については、児童虐待の可能性が高い場合はもとより、可能性がないと思われる場合についても必ず関係機関と情報共有すること。
- 2 当該児童生徒や保護者との面会等を、学校ではなく関係機関が行っている場合についても、学校が定期的(概ね1週間に1回以上)に関係機関に連絡をし、情報共有を図り、必要な対応をとること。
- 3 当該児童生徒の状況の把握については、本来は、家庭訪問等による現認が望ましいが、新型コロナウイルス感染症対策の状況を踏まえ、電話等による把握としていること。なお、児童生徒との対面での指導(心身の状況把握や心のケアを含む)等の必要性が高い場面が生じた場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられること。

〈 参 考 〉

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)

担 当 : 生徒指導(問題行動等)係  
主 査 瀬 越 義 範  
T E L : 011-231-4111  
内 線 : 35-673  
E-mail : segoshi.yoshinori@pref.hokkaido.lg.jp